

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

平成 18 年 12 月、深刻な多重債務問題を解決するため、貸金業の適正化、過剰貸付に係る規制及び出資法の上限金利の引下げ等の措置を講ずる改正貸金業法が成立し、同法は本年 6 月までに完全施行される予定である。

同法成立後、国においては、多重債務者対策本部を設置して、相談窓口の拡充やセーフティネット貸付の充実等を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定し、官民が連携して多重債務者対策に取り組んだ結果、多重債務者が大幅に減少するなど、着実に成果を上げてきている。

一方、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを理由に、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声も一部にある。

しかし、これらは、再び自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅などである。

よって、国においては、消費者行政の充実及び多重債務問題の解決が喫緊の課題であることも踏まえ、次の施策を早急に講じられるよう強く求める。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 19 日

徳島県議会議長 藤 田 豊